

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成 28 年 5 月 26 日 答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

厚生年金保険関係 3件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1500600号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第1600019号

第1 結論

請求者のA社における平成20年9月12日の標準賞与額は、22万3,000円と記録されているところ、当該記録を取り消し、同社における同年7月11日の標準賞与額を22万3,000円に訂正することが必要である。

平成20年7月11日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成20年7月11日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和57年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成20年9月12日
② 平成20年7月11日

A社において、平成20年7月11日に賞与が支払われ、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の記録では、同年9月12日に賞与が支給されたこととなっている。

平成20年9月12日には賞与が支給されていないので、当該賞与に係る記録を取り消し、同年7月11日に賞与が支給された記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、オンライン記録において、請求者の標準賞与額は22万3,000円と記録されているところ、請求者から提出された預金通帳の写し、同僚から提出された自身に係る平成20年分給与所得の源泉徴収票の写し、平成20年の自身に係る給与明細書及び賞与明細書の写し並びに複数の同僚及び元取締役の回答から、請求者は請求期間①においてA社から賞与の支払を受けていないことが認められることから、請求者の同社における請求期間①の標準賞与額に係る記録を取り消すことが必要である。

請求期間②について、請求者が提出した「H20年度夏季賞与明細書」の写しから、請求者は、当該期間において22万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与か

ら控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から回答を得られない上、元取締役は、請求期間②の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は年金事務所）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1500603号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第1600020号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額の記録を、平成16年4月1日は25万円、同年8月2日は43万2,000円及び同年12月1日は36万6,000円に訂正することが必要である。

上記の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者の上記期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成16年4月1日
② 平成16年8月2日
③ 平成16年12月1日

平成10年7月16日から平成21年3月19日まで、B職として勤務していたA社が加入していたC厚生年金基金から、請求期間②及び③に支払われた賞与が、国の厚生年金保険被保険者記録になっていない旨の通知が届いたので、年金記録を確認したところ、請求期間①を含む平成16年中に支払われた賞与が全て被保険者記録になっていないことが判明した。A社では、年3回賞与が支払われ、厚生年金保険料が控除されていたことを記憶しているので、調査の上、当該期間の標準賞与額に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社の平成16年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳、C厚生年金基金が保管している厚生年金基金加入員賞与支払届及び同社の元従業員の陳述から、請求者は、平成16年4月1日に25万円、同年8月2日に43万2,000円及び同年12月1日に36万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、上記期間の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明

と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでない
と判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの
厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについて
は、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1500606号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第1600021号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額の記録を、平成16年4月2日は20万6,000円、同年8月2日は23万5,000円及び同年12月1日は15万4,000円に訂正することが必要である。

上記の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者の上記期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成16年4月2日
② 平成16年8月2日
③ 平成16年12月1日

昭和46年5月2日から平成18年2月19日まで、B職として勤務していたA社が加入していたC厚生年金基金から、請求期間②及び③に支払われた賞与が、国の厚生年金保険被保険者記録になっていない旨の通知が届いたので、年金記録を確認したところ、請求期間①を含む平成16年中に支払われた賞与が全て被保険者記録になっていないことが判明した。A社では、年3回賞与が支払われ、厚生年金保険料が控除されていたことを記憶しているので、調査の上、当該期間の標準賞与額に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社の平成16年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳、C厚生年金基金が保管している厚生年金基金加入員賞与支払届及び同社の元従業員の陳述から、請求者は、平成16年4月2日に20万6,000円、同年8月2日に23万5,000円及び同年12月1日に15万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、上記期間の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明

と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでない
と判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの
厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについて
は、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1500621号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(国)第1600007号

第1 結論

昭和60年11月から昭和61年1月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和60年11月から昭和61年1月まで

私は、請求期間において、国民年金の納付書が送付されてきたため、その納付書に現金を添えて、自身で納付した。国民年金の再加入手続を、いつ、どこで、どのように行ったのか全く覚えておらず、国民年金保険料を納付したことを確認できる領収書、確定申告書等の資料は何も残っていないが、請求期間の保険料を間違いなく納付していたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間における国民年金の再加入手続をどのように行ったのか全く覚えていないが、当該期間の国民年金保険料については、送付されてきた納付書に現金を添えて自身で納付したと述べているが、再加入の手続時期及び方法並びに納付した保険料の金額、納付場所及び納付時期を具体的に記憶していないことから、請求者の国民年金の再加入手続及び保険料の納付状況が不明である。

また、請求者が所持する年金手帳によると、請求者が厚生年金保険被保険者資格を取得した昭和52年10月1日に国民年金被保険者資格を喪失後、請求期間に同被保険者資格を再取得した記録が無く、オンライン記録においてもその形跡が見当たらないことから、請求期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、請求者は当該期間の国民年金保険料を納付することができない。

さらに、請求者の主張どおりに請求期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより氏名検索を行ったが、請求者に該当する記録は無く、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、

確定申告書等)が無く、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。